

(令和元年度) 第2回 個人住民税検討会議事概要

- 1 日 時 令和元年8月9日(金)15時00分～17時00分
- 2 場 所 合同庁舎2号館5階 共用5階会議室
- 3 出席者 林座長、岩田委員、香取委員、神山委員、武田委員、
吉富委員、渡會委員、井上豊島区区民部税務課長

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) グローバル社会における個人住民税のあり方
- (3) 閉会

5 議事の経過

- 議事次第(2)の内容について、総務省より説明を行い、渡會委員及び井上豊島区区民部税務課長から事例が発表された。その後、意見交換が行われた。

(以下、主な意見等)

- 資料1の4ページ目、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」(入国管理局)において、納税義務の不履行の例示として、刑を受けていることや、刑を受けていなくとも高額な未納や長期間の未納をしており悪質であることとされているが、特定技能外国人は在留期間が長くないので滞納額も多くないと考えられるので、こうした例示に該当することは考えにくい。
例えば、所得税における重加算金の対象となるようなレベルの悪質な場合についても、納税義務の不履行の例示に入れるべきではないか。
- 収納対策として特別徴収のみにフォーカスするのではなく、豊橋市における取り組みのように、外国人に対して、在留資格の更新の際に滞納があると不利になる可能性があることをパンフレットで周知するなど、収納意欲を高めて、納税義務を自主的に履行する方向に誘導していくような対策が必要である。
また、出国時において出入国管理庁において情報提供ネットワークシステムを活用して納税状況を確認するような対策や、外国人にあらかじめ税を納めてもらうような仕組みも考えられるのではないか。
- 外国人のための無料相談を2月上旬に実施しており、ポルトガル語やタガロ

グ語の通訳、税理士、申告者の3名で、1日で100人程度の相談を行っている。税について説明するよい機会となっている。

- 催告書や封筒のデザインを工夫することで収納率を高めることにつながる例もある。他の市町村と様式を統一するなど、横の連携によって取り組むこともあっても良いのではないか。
- 特に中国籍の留学生の間ではキャッシュレス決済が浸透している。納税通知書に印字されたQRコードを読み込むだけで納税ができれば、収納率向上には効果があるのではないか。
- 企業としては、従業員が退職した後の動向は把握できないので、退職した時点で一括徴収や一部徴収することは難しいのではないか。
- 小規模自治体では、コストの問題から外国語通訳の配置のような独自の対策は難しいという実情がある。現在、出入国在留管理庁において在留資格の更新時に納税義務の不履行について消極的に勘案しているが、こうした制度の拡充が望まれる。
- 現行制度の枠組みの中で可能な対策としては、まず納税管理人制度の周知を進める必要がある。
- 多言語で作成された動画を作成して外国人に周知するような取り組みについては、国、あるいは県レベルでサイトを作って外国人に見てもらえるようにするなど役割分担をしていく必要がある。

(以上)